

組合員・利用者みなさまへ

令和8年4月より取扱い再開！
一時払養老生命共済



保障内容

ご契約例

このプランにご加入いただける年齢

0歳～80歳

*ご加入いただける年齢はプランによって異なります。

ご契約例

加入年齢:**0歳～80歳**

主契約

● 共済期間:10年

特約

● 指定代理請求特約

ポイント

1 将来に向けて、**確実に資金づくり**ができます。

2 **お亡くなりになられたときの保障**もあわせて確保できます。

3 医師による**診査は必要なく、簡単な告知**でお申込みいただけます。

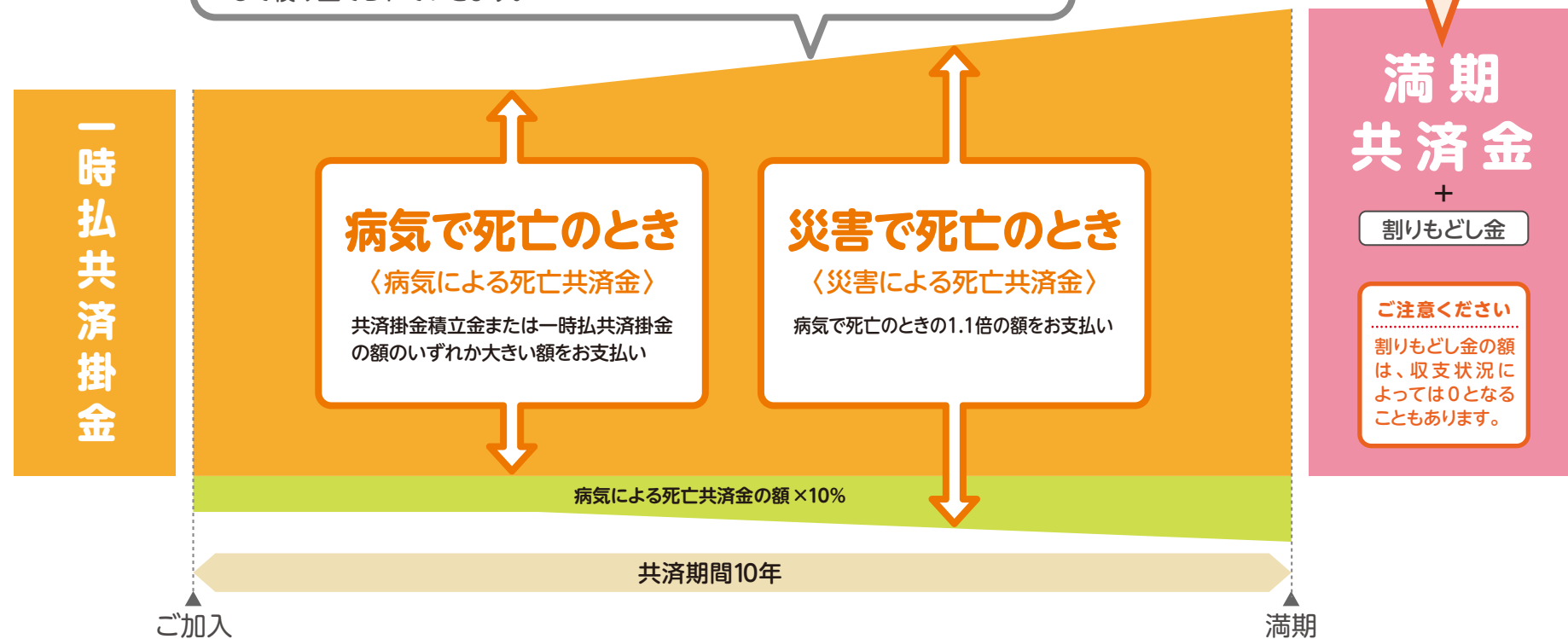
次の項目の両方が「いいえ」の場合にご加入いただけます。

- Q1** 現在、病気や外傷で、安静療養中ですか？
(安静療養中とは、病気や外傷により、仕事や家事ができない状態で、入院中または家庭で療養していることをいいます。)
- Q2** 今後、入院または手術(レーザー・カテーテル・内視鏡・放射線によるものを含みます。)の予定がありますか？
(医師により入院または手術をすすめられている場合や、医師と相談している場合を含みます。)

*両方が「いいえ」の場合でもご職業、これまでの共済金の支払請求内容などによってご契約いただけないことがあります。

仕組図

「共済掛金積立金」は契約時に設定された予定利率に基づき、将来のお支払いのために積み立てられていきます。共済掛金の一部が共済事業に必要な経費にあてられ、残りが「共済掛金積立金」として積み立てられていきます。



満期共済金をお受取りになれます。

満期共済金
+

割りもどし金

ご注意ください
割りもどし金の額は、収支状況によっては0となることもあります。

お支払いする共済金について

- 1** 病気で死亡の場合の共済金の額は、次のいずれか大きい額となります。
 - 死亡された日の属する共済年度の月央における共済掛金積立金に相当する額
 - 一時払共済掛金に相当する額
- 2** 災害で死亡の場合の共済金は次のいずれかの状態のとき、①の死亡共済金の額の1.1倍をお支払いします。
 - 被共済者が責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、共済期間内に死亡されたとき
 - 被共済者が責任開始時以後の特定感染症により、共済期間内に死亡されたとき

ご契約時の予定利率に応じた満期共済金額等の設定について

予定利率は、金利情勢に応じて毎月1日に設定され、月末まで同一となります。このため、ご契約される月によりお受取りになれる満期共済金額等が変動(増減)する場合がございます。なお、ご契約時の予定利率は、共済期間を通じて固定して適用されます。現在の満期共済金額等については、「掛金シミュレーション」にてご確認ください。お近くのJAにお問い合わせください。

掛金シミュレーションはこちらから →

掛金シミュレーションページ：
<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp/simulator/>



このプランには、右記の特約も含まれています。

指定代理請求特約
受取人となる被共済者が、共済金等を請求できない身体状況にある場合などに、あらかじめ指定された方が代理請求できる特約です。

この共済には、右記の特約も付加することができます。

共済年金支払特約
共済金の全部または一部を「年金」でお受取りができる特約です。確定年金または保証期間付終身年金の選択が可能です。
*年金でのお受取りには所定の条件があります。

共済期間・ご加入年齢・共済金額について

共済期間	5年と10年 からお選びいただけます。	ご加入年齢	共済期間 5年 …… 0歳～85歳 共済期間 10年 …… 0歳～80歳
共済金額	共済金額(満期共済金額)は、お払込みいただく共済掛金(1万円単位)により定められます。次の範囲内では、ご加入年齢、性別にかかわらず同一となります(共済金額の最低限度額は50万円)。 共済期間 5年 0歳～80歳の年齢で同一(男女共通) / 81歳～85歳の年齢で同一(男女共通) 共済期間 10年 0歳～80歳の年齢で同一(男女共通)		

予定利率・満期時利回りについて

予定利率とは 共済掛金積立金を積み立てる際に適用されるあらかじめ定められた利率のことであり、満期時利回りとは異なります。

満期時利回りとは 一時払共済掛金に対する満期共済金の増加割合を共済期間で割ることにより算出した一時払共済掛金に対する一年あたりの利回り(単利)のことです。

$$\text{満期時利回り}(\%) = \frac{\text{満期共済金} - \text{一時払共済掛金}}{\text{一時払共済掛金}} \div \text{共済期間} \times 100$$

割りもどし金	割りもどし金は、ご契約の満期・解約・解除・消滅時にお支払いしますが、割りもどし金の額はお支払い前年度までの収支を反映して決定しますので、現時点では確定しておりません。また、収支状況によってはお支払いできない場合もあります。
返れい金	解約に際しては、組合の定める取扱いに基づき計算した金額を返れい金としてお支払いしますが、早期にご解約される場合、お支払いする返れい金がお払込みいただいた共済掛金を下回る場合があります。



ご注意いただきたいこと

■税金のお取扱いについて

1. 共済期間5年の契約の満期共済金・解約時の返れい金、共済期間10年の契約の5年以内の解約時の返れい金(共済契約者が受取人の場合): 源泉分離課税の課税対象となります。

満期共済金(返れい金)、割りもどし金から一時払共済掛金を差し引いた額の20.315%(所得税等: 15.315%+住民税: 5%)が源泉分離課税されます。

2. 共済期間10年の契約の満期共済金・解約時の返れい金(5年以内の解約を除きます)[共済契約者(共済掛金負担者)が受取人の場合]: 所得税等・住民税(一時所得)の課税対象となります。

①満期(解約)の年にその他の一時所得がなく、満期共済金(返れい金)、割りもどし金から一時払共済掛金を差し引いた額が50万円以下の場合、満期共済金(返れい金)については所得税等・住民税は課税されません。

②満期(解約)の年の他の一時所得と満期共済金(返れい金)、割りもどし金から一時払共済掛金を差し引いた額の合計が50万円を超える場合、次の額が所得税等・住民税の課税対象額となります。

$$\text{課税対象額} = \{ \text{その他の一時所得} + \text{満期共済金(返れい金)} + \text{割りもどし金} - \text{一時払共済掛金} - \text{特別控除(50万円限度)} \} \times 1/2$$

- ※ここでは個人契約の場合の税金のお取扱いについて記載しています。
- ※所得税の課税対象となる共済金等は、復興特別所得税についても課税対象となります。
- ※共済契約者(共済掛金負担者)以外の方が受取人の場合は、贈与税の課税対象となります。
- ※共済契約者以外の方が実質的に共済掛金を負担されている場合は、共済契約者ではなく、共済掛金負担者により判定されることとなりますので、ご注意ください。
- ※記載の税務のお取扱いについては、2026年1月末現在の法令等に基づくもので、将来を保証するものではありません。変更された場合には、変更後のお取扱いの内容が適用されますのでご注意ください。個別のお取扱いについては所轄の税務署にご確認ください。

■指定代理請求特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)

受取人となる被共済者が、病気やケガにより共済金等を請求できない身体状況にある場合などの特別な事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人がその共済金等を代理請求することができます。

(例)病気やケガにより、被共済者ご自身が意思表示できないとき

※指定代理請求人に共済金等を既にお支払いしている場合は、その後共済金等の受取人からその共済金等についてご請求を受けても重複してお支払いはいたしません。

※ご請求時に所定の条件を満たさない場合等により、指定代理請求人による代理請求ができないときがあります。

■扱別について

告知書扱いです。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

JA共済の資料請求サイト



はじめて共済

検索

<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>



本サイトから

「ひと・いえ・くるま」各共済の資料請求・掛金試算ができます。

Web
マイページ

Webマイページにご登録いただくと、ご契約者さまご自身のパソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも、ご契約内容の確認や各種手続きができるようになります。



<https://www.ja-kyosai.or.jp/gokeiyaku/onlineservice/>

安心を、いつでも手元に。
JA共済
アプリ

JA共済アプリを活用するとWebマイページのご利用がもっと便利に! 防災情報や災害時のサポートが受けられ、もしもの時も安心!



<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp/jakyosaiapp>

JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号: ☎ 0120-536-093

☎ 0120-167-100 (ご高齢者専用ダイヤル)

※「ご高齢者専用ダイヤル」とは、直接オペレーターにつながり、ご高齢の方にもよりわかりやすく、丁寧に応対させていただきます番号サービスです。

受付時間: 9:00~18:00(月~金曜日) 9:00~17:00(土曜日)

※日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは

JA庄内みどり 各支店まで